

富士見市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）の変更について

1 変更理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、満3歳児以上を対象としていないことから、近隣に満3歳児を受け入れている教育・保育施設がない場合、3歳の誕生日を迎えると、次の4月までの間、社会全体での支援が途切れてしまう恐れがあります。

【対象者イメージ】



のことから、市町村子ども・子育て支援事業計画において、新たな基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけることとされたため、当該記載事項を追記するものです。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）より

第1の2（1）

- イ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項（必須記載事項）
- ・乳児等通園支援事業が満3歳以上の児童を対象としていることを踏まえ、市町村における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めること。

2 変更内容（必須記載事項の追記）

富士見市こども計画「第6章 子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策」中、「18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」において、次頁のとおり記載します。

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容・現状】

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳児未満の未就園児を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

本市においては、令和8年度からの実施に向けて準備をしていきます。

【見込み量・確保策】

必要なニーズの把握とともに保育所等の定期利用申込数や施設の実施意向などを踏まえ、提供体制の確保に努めます。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保】

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

■見込み量及び提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (1日当たり人数)	0歳児	—	4	4	12	12
	1歳児	—	7	6	21	21
	2歳児	—	6	5	16	16
提供体制 (1日当たり人数)	0歳児	—	4	4	12	12
	1歳児	—	7	6	21	21
	2歳児	—	6	5	16	16

3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設

①制度の現状・背景

施行日：令和8年4月1日

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳のこどものを対象に保育を行う事業。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三（略）

②～⑨（略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

⑪～⑯（略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどものを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。